



茨城県報

第 1 9 6 0 号

平成20年 3 月17日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

介護機関の指定 (福祉指導課)	1
保安林の指定の解除の予定 (林業課)	3
道路の区域の決定 (道路維持課)	3
道路の区域の変更 (道路維持課)	3
道路の供用の開始 (道路維持課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	5
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	5
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)	5

(選挙管理委員会)

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....	6
---	---

(人 事 委 員 会)

県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正.....	7
----------------------------	---

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	11
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	11
県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)	12
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課).....	12
聴聞の実施 (2 件) (建築指導課)	12
開発行為の工事完了 (8 件) (建築指導課)	13
道路の位置の指定 (建築指導課)	15

(警 察 本 部)

平成20年度茨城県警察官採用試験 (第 1 回) の実施.....	15
-----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第333号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0805100013 桜川市地域包括支援センター	桜川市岩瀬64 - 2	介護予防支援	桜川市地域包括支援センター	平成20年 3月1日
0810311779 野上病院	土浦市東崎町 6 - 8	訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人 慈厚会	平成20年 2月14日
0811410349 医療法人愛正会 やすらぎの丘温泉病院付属安良川クリニック	高萩市安良川963 - 8	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人愛正会	平成20年 2月12日
0832031439 大久保歯科医院	つくば市春日 3 - 12 - 9	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	大久保 弘行	平成20年 2月1日
0842140956 みすず薬局田彦店	ひたちなか市東石川3527 - 2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	株式会社美鈴	平成20年 2月1日
0861490027 医療法人愛正会安良川訪問看護ステーション	高萩市安良川963 - 8	訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人愛正会	平成20年 2月12日
0870103173 訪問介護ステーションドルフィン水戸	水戸市石川 2 - 4065 - 5	訪問介護 介護予防訪問介護	社会福祉法人永寿会	平成20年 2月6日
0870301355 訪問介護事業所ひかり	土浦市右朧1113 - 1	訪問介護 介護予防訪問介護	医療法人 慈厚会	平成20年 2月14日
0871400347 やすらぎの丘温泉病院居宅介護支援事業所	高萩市安良川963 - 8	居宅介護支援事業	医療法人 愛正会	平成20年 2月1日
0872700364 あずみ苑下館	筑西市岡芹2130	通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	株式会社レオパレス21	平成20年 2月5日
0872800156 岩井農業協同組合居宅介護支援事業所	坂東市岩井2229	居宅介護支援事業	岩井農業協同組合	平成20年 2月7日
0891700049 グループホームたんぼぼ	取手市桜が丘 1 - 17 - 13	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	有限会社メディカルアシスト	平成20年 2月7日
0893100057 グループホームひぬまの社	東茨城郡茨城町中石崎1055	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	株式会社セントメディケア	平成20年 1月29日
0870100708 水戸介護家事サービス指定訪問介護事業所	水戸市上水戸 2 - 1 - 48光和ビル201	介護予防訪問介護	有限会社 水戸介護家事サービス	平成20年 3月6日
0873101059 デイサービスセンターニューライフ三浦	東茨城郡茨城町長岡4347 - 4	介護予防通所介護	株式会社 ニューライフ三浦	平成20年 2月18日
0873600514 ゆかり訪問介護サービス	神栖市矢田部8725 - 6	介護予防訪問介護	有限会社 ゆかり訪問介護サービス	平成20年 2月1日

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0873700496 社会福祉法人白十字会白 十字会ヘルパーステーショ ン	行方市麻生3290 - 12	介護予防訪問介護	社会福祉法人 白 十字会	平成20年 2月29日
0873800536 有限会社 アミーはあと	稲敷郡阿見町若栗1768 - 4	介護予防訪問介護	有限会社アミーはあ と	平成20年 2月18日
0874200090 特別養護老人ホーム錦荘	結城郡八千代町栗山229 - 1	介護予防短期入所生活 介護	社会福祉法人 慈 愛会	平成20年 2月7日
0874200173 錦荘通所介護ステーショ ン	結城郡八千代町栗山229 - 1	介護予防通所介護	社会福祉法人 慈 愛会	平成20年 2月7日
0874200397 デイサービスセンター 玉樹	結城郡八千代町菅谷1021 - 1	介護予防通所介護	社会福祉法人 細 会	平成20年 2月22日

茨城県告示第334号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

神栖市波崎字浜新田8101の1から8101の3まで、8101の5から8101の7まで

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成20年 3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 番 号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
115	県道	子生茨城線	東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎 字横町546番地先から 東茨城郡茨城町大字海老沢 字宿20番5地先まで	メートル 最大 9.6 最小 5.9	メートル 704

茨城県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 大洗友部線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎 字塚越1033番 1地先から 東茨城郡茨城町大字海老沢 字山下347番 1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 11.5	2,507	
		最小 4.0		
		最大 62.2	2,272	
	(B)	最小 11.1		
	新 (B)	最大 62.2	2,272	旧道移管及び 県道振替
		最小 11.1		

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 菅谷小原内水戸線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市田谷町字児墓1848番 1地先から 水戸市田谷町字小原内前4491番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 21.9	1,075	
		最小 4.5		
		最大 40.0	980	
	(B)	最小 12.6		
	新 (B)	最大 40.0	980	旧道移管
		最小 12.6		

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 349号
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市金町 1丁目1172番 4地先から 水戸市青柳町字鍛冶屋283番地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 58.0	1,360	
		最小 9.6		
		最大 58.0	1,445	
	(B)	最小 16.0		
	新 (B)	最大 58.0	1,445	旧道移管及び 機能補償道路 引継ぎ
		最小 16.0		

~~~~~

## 茨城県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 水戸市大町3丁目10番3から  
水戸市五軒町1丁目109番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月17日

## 茨城県告示第338号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成20年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合  
組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 かすみがうら市上土田461番地  
事 業 施 行 期 間 自 平成4年11月24日  
至 平成20年3月31日  
施 行 地 区 かすみがうら市下稲吉字向原，字大工畑，字馬坂谷の各一部の区域  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年11月24日
- 2 公告すべき変更の内容  
事 業 施 行 期 間 自 平成4年11月24日  
至 平成23年3月31日
- 3 変更認可の年月日 平成20年3月17日

## 茨城県告示第339号

岡堰土地改良区から平成20年1月7日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（かんがい排水）桑原成沖地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により平成20年3月4日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 茨城県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営圃場整備事業細浦地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成20年 3月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 長 洲 仁

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成20年 3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,464人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,464人

- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

470,529人

- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

|               |         |
|---------------|---------|
| 水 戸 市 選挙区     | 67,396人 |
| 日 立 市 選挙区     | 53,989人 |
| 土 浦 市 選挙区     | 36,351人 |
| 古 河 市 選挙区     | 16,089人 |
| 石 岡 市 選挙区     | 14,222人 |
| 下 館 市 選挙区     | 17,229人 |
| 結 城 市 選挙区     | 14,314人 |
| 竜ヶ崎 市 選挙区     | 21,015人 |
| 下 妻 市 選挙区     | 9,581人  |
| 水 海 道 市 選挙区   | 11,072人 |
| 常 陸 太 田 市 選挙区 | 10,706人 |
| 高 萩 市 選挙区     | 9,019人  |
| 北 茨 城 市 選挙区   | 13,567人 |
| 笠 間 市 選挙区     | 8,061人  |
| 取 手 市 選挙区     | 21,859人 |
| 岩 井 市 選挙区     | 11,538人 |
| 牛 久 市 選挙区     | 21,382人 |

|           |         |
|-----------|---------|
| つくば市選挙区   | 52,441人 |
| ひたちなか市選挙区 | 41,501人 |
| 鹿嶋市選挙区    | 17,705人 |
| 守谷市選挙区    | 15,133人 |
| 潮来市選挙区    | 19,360人 |
| 東茨城郡南部選挙区 | 31,053人 |
| 東茨城郡北部選挙区 | 7,513人  |
| 西茨城郡選挙区   | 19,908人 |
| 那珂郡選挙区    | 36,956人 |
| 久慈郡選挙区    | 12,238人 |
| 鹿島郡選挙区    | 38,143人 |
| 稲敷郡選挙区    | 33,880人 |
| 新治郡選挙区    | 25,246人 |
| 筑波郡選挙区    | 11,721人 |
| 真壁郡選挙区    | 20,668人 |
| 結城郡選挙区    | 15,312人 |
| 猿島郡選挙区    | 37,104人 |
| 北相馬郡選挙区   | 14,463人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,529人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，県選挙管理委員，県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,529人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,529人

~~~~~  
(人事委員会)

茨城県人事委員会告示第2号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成20年4月1日以後に出発する旅行から適用する。

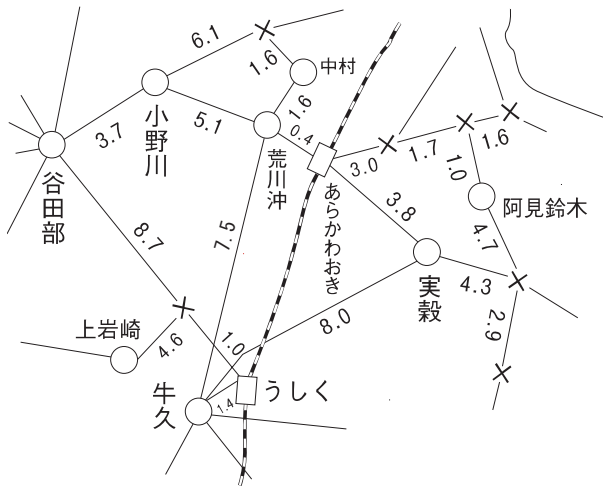
平成20年3月17日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

第1項中「第8条第1項第3号」を「第8条第1項第3号ア」に改める。

別表第1の表中

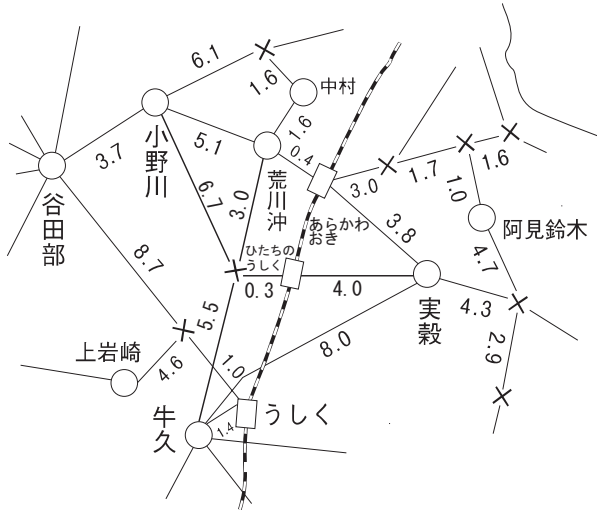
「



を

」

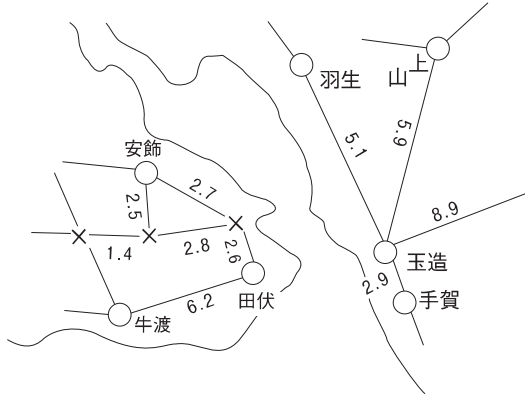
「



に,

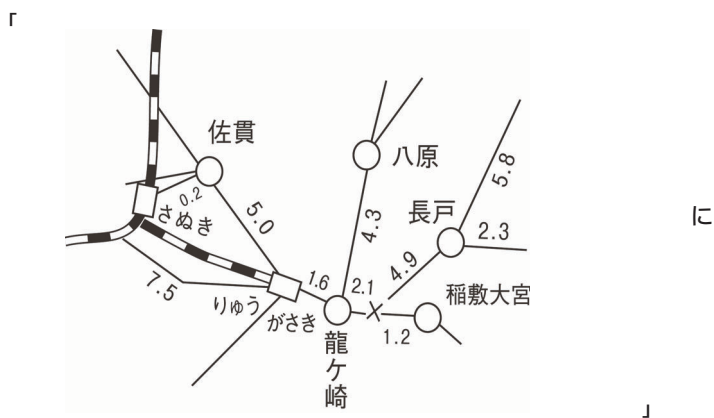
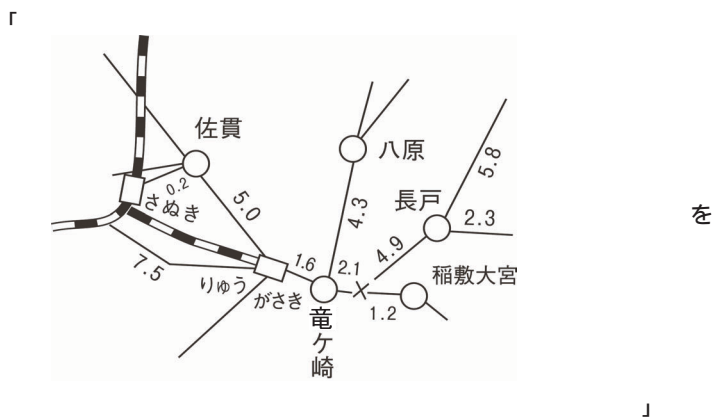
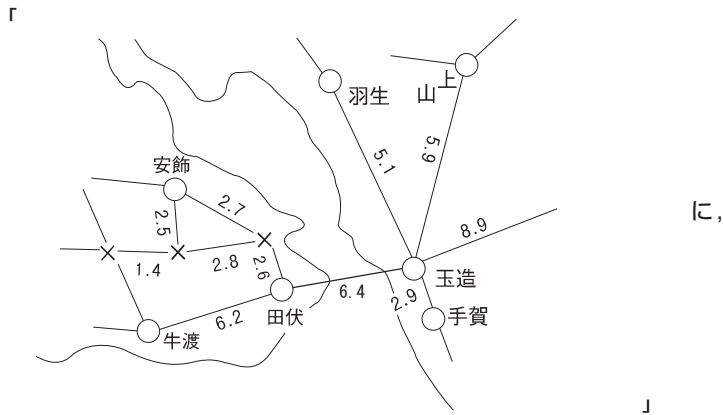
」

「



を

」



改める。

別表第2 水戸市の部中「新荘1丁目から3丁目まで」の次に「根本町」を加え、「河和田町1丁目から3丁目まで」を「河和田1丁目から3丁目まで」に改め、同表石岡市の部中「東野寺」の次に「石岡一、二丁目」を加え、同表結城市の部中「富士見町三、四丁目」の次に「大橋町、中央町一、二丁目、新福寺一丁目から六丁目まで、城南町一丁目」を加え、同表竜ヶ崎市の部を次のように改める。

竜ヶ崎市

市町村名	町・字名	左の起点名
竜ヶ崎市	旧竜ヶ崎町全域， 駟馬町， 平台1， 2， 4， 5丁目， 中根台1丁目から5丁目まで	竜ヶ崎

市町村名	町・字名	左の起点名
龍ヶ崎市	別所町, 八代町, 羽原町, 貝原塚町, 薄倉町, 泉町, 向陽台 1, 2 丁目, 久保台 1 丁目から 4 丁目まで, 藤ヶ丘 1 丁目から 7 丁目まで, 城ノ内 1 丁目から 5 丁目まで, 中里 1 丁目から 3 丁目まで, 松ヶ丘 1 丁目から 4 丁目まで	八 原
	門倉新田町, 入地町, 南中島町, 稲荷新田町, 小柴新田町, 若柴町, 佐貫町, 佐貫 1 丁目から 4 丁目まで, 稗柄町, 小通幸谷町, 庄兵衛新田町, 川原代町, 馴柴町, 長山 1 丁目から 8 丁目まで, 松葉 1 丁目から 6 丁目まで, 小柴 1 丁目から 5 丁目まで, 平台 3 丁目, 川崎町	佐 貫
	大徳町, 宮淵町, 佐沼町	稲荷大宮
	塗戸町, 高作町, 半田町, 長峰町, 板橋町, 大塚町, 向陽台 3 丁目から 5 丁目まで, 白羽 1 丁目から 4 丁目まで	長 戸
	長沖町, 長沖新田町, 須藤堀町, 豊田町, 北方町, 羽黒町, 大留町, 高須町, 南が丘 1 丁目から 6 丁目まで	北 文 間

別表第 2 下妻市の部中「羽子」の次に「亀崎」を加え, 同表取手市の部中「桜が丘一丁目から三丁目まで」の次に「紫水一丁目から三丁目まで」を加え, 同表ひたちなか市の部を次のように改める。

ひたちなか市

市町村名	町・字名	左の起点名
ひたちなか市	海門町一, 二丁目, 栄町一, 二丁目, 山ノ上町, 釈迦町, 湊中央一, 二丁目, 湊本町, 東本町, 富士ノ上, 和田町一丁目から三丁目まで, 牛久保一, 二丁目, 殿山町一, 二丁目, 湊泉町, 八幡町, 洞下町, 館山, 幸町, 相金町, 田中後, 国神前, 峰後, 関戸, 堀川, 富士ノ下, 船窪, 貉谷津, 浅井内, 沢メキ, 道メキ, 廻り目, 鍛冶屋窪, 湊中原, 赤坂, 西赤坂, 和尚塚, 鶴代, 烏ヶ台, 十三奉行, 西十三奉行, 田宮原, 四十発句, 新堤, 雨沢谷津, 小谷金, 南神敷台, 北神敷台, 相金, 獅子前	那 珂 湊
	美田多町, 部田野, 柳沢, 柳が丘	部 田 野
	平磯町, 平磯遠原町	平 磯
	磯崎町, 阿字ヶ浦町, 山崎	磯 崎
	勝田中原町, 共栄町, 元町, 勝田中央, 表町, 勝田泉町, 春日町, 勝田本町, 神明町, 石川町, 堀口, 武田, 東石川, 市毛, はしかべー, 二丁目, 東大島一丁目から四丁目まで, 堂端一, 二丁目, 西大島一丁目から三丁目まで, 外野一, 二丁目	勝 田
	大成町, 青葉町, 長堀町一丁目から三丁目まで, 松戸町一丁目から三丁目まで, 後野一, 二丁目, 上野二丁目, 中根, 勝倉, 金上, 三反田, 笹野町一丁目から三丁目まで, 大平一丁目から四丁目まで, 小砂町一, 二丁目	金上駅前
	枝川, 津田, 後台, 津田東一丁目から四丁目まで	枝 川
	馬渡, 長砂, 足崎, 前浜, 新光町	馬 渡
田彦, 稲田, 佐和, 高場, 高野, 小貫山一, 二丁目	勝田稲田	

別表第2那珂市の部中「杉」の次に「，竹ノ内一丁目から四丁目まで」を加え，同表坂東市の部中「幸神平」の次に「，みどり町」を加え，同表神栖市の部中「深芝南一丁目から三丁目まで」を「深芝南一丁目から五丁目まで」に改め，同表那珂郡の部東海村の項中「白方富士ノ腰」の次に「，舟石川駅東一丁目から四丁目まで」を加え，同表猿島郡の部境町の項中「松岡町」の次に「，陽光台一，二丁目」を加える。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第2項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第1項第1号，第2号イ，第5号，第7号及び第8号に掲げる書類は，平成20年5月7日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 とらい

3 代表者の氏名

帯 刀 治

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市五軒町2丁目2番23号 生野ビル101号

5 定款に記載された目的

この法人は，ひきこもりがちな青少年や社会参加に際し何らかの訓練を必要とする人，それに関わる家族，一般社会に対し職業能力の開発，家族の相談援助を通じて，個々人の社会的能力の増進を図り地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成20年5月7日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城の暮らしと景観を考える会

(設立認証：平成15年 9月30日，設立：平成15年10月 6日)

3 代表者の氏名

三 上 靖 彦

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田町4471番45号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民主体のまちづくりに対して、専門的なノウハウを活用した支援に関する事業を行い、もってより良い茨城の暮らしと景観づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営谷原西部地区土地改良事業（ほ場整備事業）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営谷原西部地区土地改良事業（ほ場整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 3月18日から平成20年 4月15日まで

3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所  
~~~~~

都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画地区計画の変更に伴い、石岡市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（南台地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課
~~~~~

聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項の規定で準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞

を次のとおり行う。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成20年 3月26日 (水) 午前10時00分
- 2 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁舎20階 土木部会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社丸甚ハウジング  
代表者 代表取締役 菅谷 一男  
主たる事務所の所在地 茨城県水戸市城南三丁目12番 8号  
免許番号 茨城県知事 ( 6 ) 第3651号  
免許年月日 平成16年 3月30日

聴聞の実施

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項の規定で準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成20年 3月26日 (水) 午前11時00分
- 2 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁舎20階 土木部会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社フジオカアースプランニング  
代表者 代表取締役 藤岡 和正  
主たる事務所の所在地 茨城県ひたちなか市北神敷台 6 番地12  
免許番号 茨城県知事 ( 3 ) 第5490号  
免許年月日 平成15年12月25日

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡東海村大字村松字荒谷974番 2
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂郡東海村大字村松1002番地 2  
大 内 良 太, 大 内 彩 乃

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字栄畑884番 5

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川駅西一丁目 5 番26 - 403号 (ステーションニアハイツ)

本 田 秀 幸, 本 田 由 里 恵

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字平井字鳩塚1360番26

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区築地四丁目 1 番17号

住友金属物流株式会社

代表取締役社長 鈴 木 信 里

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字諏訪2123番 1, 2124番, 2127番 2, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市筒戸1797番地

野 口 ま さ

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市結城字公達9941番40

2 事業主の住所及び氏名

結城市結城9815番地

知久田 き み

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字高崎字宮西957番 1

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字高崎957番地 1 (大渡戸コミュニティセンター内)

大渡戸行政区

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字村貫字北栖46番 1

2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛4310番地 1 (クレールハイツ201)

山 崎 一 成, 山 崎 志 穂

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字若林字権現久保4190番 3

2 事業主の住所及び氏名

坂東市大字沓掛3820番地 1 コーポ三井 2 号棟202号

倉 持 克 美

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日       | 申請者                          |                    | 道路の位置                                           | 道路の幅員及び延長    |                |
|------------------|-------------|------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|--------------|----------------|
|                  |             | 氏名                           | 住所                 |                                                 | 幅員           | 延長             |
| 鹿総建指令<br>第 261 号 | 平成20年 3月 7日 | 大和ハウジング株式会社<br>代表取締役<br>飯島 稔 | 鹿嶋市荒野1533番地<br>179 | 鹿嶋市大字津賀字一本松1835番3, 同番38,<br>同番58, 同番59, 1843番12 | メートル<br>6.20 | メートル<br>105.70 |

(警 察 本 部)

平成20年度茨城県警察官採用試験（第1回）の実施

平成20年度茨城県警察官採用試験（第1回）を次により行います。

平成20年 3月17日

茨城県警察本部長 小 風 明

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 試験日(第1次) | 平成20年 5月11日 (日)             |
| 受付期間     | 平成20年 3月17日 (月) ~ 4月15日 (火) |

## 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

## 試験区分、採用予定人員及び受験資格

| 試験区分          |        | 採用予定人員 | 受験資格                                                                                    |
|---------------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 採用試験<br>(第1回) | 男性警察官A | 65名程度  | 昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成21年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人 |
|               | 女性警察官A | 3名程度   |                                                                                         |

なお、上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに

## 加入した人

## 試験日時、場所及び合格者の発表

| 区分    | 日 時                                                                                                             | 試 験 地 | 試 験 場      | 合 格 者 発 表                                                                          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 5月11日(日)<br>午前8時30分<br>から                                                                                       | 水戸市   | 県立緑岡高等学校   | 5月26日(予定)に茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部、県内各警察署及びインターネット・ホームページに受験番号を掲示発表するほか、合格者のみに通知します。    |
|       |                                                                                                                 | 土浦市   | 県立土浦工業高等学校 |                                                                                    |
|       |                                                                                                                 | 筑西市   | 県立下館第一高等学校 |                                                                                    |
| 第2次試験 | [適性検査, 身体精密検査]<br>6月14日(土), 6月15日(日)のいずれか1日<br>[口述試験]<br>6月16日(月)~6月18日(水)のいずれか1日<br>日時及び試験場は、第1次試験合格者のみに通知します。 |       |            | 第1次試験, 第2次試験及び受験資格等の調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、発表は7月28日(予定)に第1次試験合格者発表の要領で行い、受験者全員に通知します。 |

(注) 試験場及び付近には駐車場がないので、自動車での来場は禁止します。

第1次試験場へは、上履き、下足を入れるビニール袋等を持参してください。

## 試験の方法及び内容

| 区 分       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----|----------|---------|
| 第1次試験     | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学で履修した程度で行います。<br>(出題分野)<br>警察官A~社会科学, 人文科学, 自然科学, 判断推理, 文章理解(英語を含む。), 数的処理, 資料解釈                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
|           | 論文試験<br>(80分)<br>文章による表現力, 課題に対する理解力等をみます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
|           | 身体・体力検査<br>警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかを検査します。<br>身体検査は、身長・体重の検査等を行います。<br>体力検査は下記の項目を実施します。身体基準は別表のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>体力検査項目</th> <th>実 施 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕 立 て 伏 せ</td> <td>号令に合わせて20回実施</td> </tr> <tr> <td>上 体 起 こ し</td> <td>30秒間での実施回数を計測</td> </tr> <tr> <td>反 復 横 跳 び</td> <td>20秒間での実施回数を計測</td> </tr> <tr> <td>握 力</td> <td>左右1回ずつ計測</td> </tr> <tr> <td>垂 直 跳 び</td> <td>機器を使用して2回実施</td> </tr> </tbody> </table> ショートパンツ型の運動着, 屋内用運動靴を持参してください。また, 女性はTシャツもあわせて持参してください。 | 体力検査項目 | 実 施 方 法 | 腕 立 て 伏 せ | 号令に合わせて20回実施 | 上 体 起 こ し | 30秒間での実施回数を計測 | 反 復 横 跳 び | 20秒間での実施回数を計測 | 握 力 | 左右1回ずつ計測 | 垂 直 跳 び |
| 体力検査項目    | 実 施 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 腕 立 て 伏 せ | 号令に合わせて20回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 上 体 起 こ し | 30秒間での実施回数を計測                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 反 復 横 跳 び | 20秒間での実施回数を計測                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 握 力       | 左右1回ずつ計測                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 垂 直 跳 び   | 機器を使用して2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 第2次試験     | 口 述 試 験<br>警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
|           | 適 性 検 査<br>警察官として適性があるかどうかを検査します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
|           | 身体精密検査<br>別表の身体基準により視力・色覚検査, 胸囲測定及び胸部疾患, 伝染性疾患の有無等について, 医師による診察及び検査を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |
| 資 格 検 査   | 受験資格の有無等について調査します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |



(注) いずれかの試験項目において一定の点数に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

第 1 次試験において論文試験の評定は、教養試験、身体・体力検査の結果により行われな場合があります。

#### 別表 身体基準

| 区 分 | 基 準                             |         |
|-----|---------------------------------|---------|
|     | 男性警察官                           | 女性警察官   |
| 身 長 | 160cm以上                         | 155cm以上 |
| 体 重 | 47kg以上                          | 45kg以上  |
| 胸 囲 | 78cm以上                          |         |
| 視 力 | 両眼とも、裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。 |         |
| 色 覚 | 正常であること。                        |         |
| その他 | 職務遂行に支障のない身体的状態であること。           |         |

#### 過去の論文問題

| 年 度    | A 区 分                           |
|--------|---------------------------------|
| 平成17年度 | (第 1 回) 子どもが被害者となる犯罪の防止策        |
|        | (第 2 回) 警察官の職務を遂行する上での心構え       |
| 平成18年度 | (第 1 回) 犯罪に強い社会を実現するための警察官の役割   |
|        | (第 2 回) 国際化する社会と警察のあり方          |
| 平成19年度 | (第 1 回) 住民に求められる警察官像            |
|        | (第 2 回) 高齢者に関連した事件や事故に対する警察官の役割 |

#### 受験手続

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <p>受験申込書に所定事項を記入し、最近 3 か月以内に撮影した写真 (縦 4 cm・横 3 cm, 上半身, 脱帽, 正面向きのもの) を貼り、受験票の「郵便はがき」にあて先明記のうえ、50円切手を必ず貼って警察本部警務課又は各警察署に持参してください。</p> <p>郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「簡易書留」や「配達記録郵便」等確実な方法を取り、封筒の表に「受験申込」と朱書してください。</p> <p>(受験票は申込受付期間終了後、警察本部から発送します。受験票が 5 月 7 日 (水) までに手元に届かない場合には警察本部警務課採用係へ問い合わせてください。)</p> <p>外国の大学を卒業、若しくは卒業見込みで受験される方は、申込時に卒業証明書等が必要となりますので、あらかじめ警察本部警務課に問い合わせ、必要書類を確認してください。</p> |
| 受 付 期 間 | <p>月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。</p> <p>郵送の場合は 4 月 15 日 (火) までの消印のあるものに限り受け付けます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

#### 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。

平成21年 3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。

採用は原則として平成21年 4月 1 日ですが、それ以前に採用されることがあります。

採用決定後は巡査に任命され、初任科生として、警察学校に入校し、6 か月間初任教養を受けた後、本人の特

性等を考慮して県内の各警察署に配置されます。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。

#### 試験結果の開示について

「茨城県個人情報の保護に関する条例」に基づき、次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行っています。なお、電話による開示の請求はできません。

| 試験    | 開示請求できる人               | 開示内容           | 開示の期間              | 開示の場所等                                                        |
|-------|------------------------|----------------|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者<br>(本人に限る。)  | 受験者の総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1か月間の執務時間内 | 茨城県警察本部警務部警務課<br>開示時間：午前8時30分～午後5時30分<br>(注) 土・日・祝日は開示していません。 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者全員<br>(本人に限る。) |                |                    |                                                               |

(注) 受験票及び本人であることを確認することができる顔写真付きの書類(運転免許証又は学生証等)を持参してください。

#### 給与

平成20年4月1日現在、採用後の給与は、おおむね次のとおりです。

| 学歴  | 採用時の月収   | 採用1年後の月収の平均額 | 採用後1年間の期末勤勉手当の合計額 |
|-----|----------|--------------|-------------------|
| 大学卒 | 190,765円 | 275,303円     | 567,620円          |
| 短大卒 | 174,000円 | 252,449円     | 517,737円          |
| 高校卒 | 163,386円 | 235,340円     | 486,154円          |

(注) 採用1年後の月収の平均額とは、特殊勤務手当及び時間外勤務手当等を含めた額です。

学校を卒業後、採用までに一定の経験年数がある方は上記金額に更に一定額が加算されます。

その他、勤務に必要な制服のほか、靴下、靴、ワイシャツ、ネクタイ、雨衣、手袋等が支給されます。

#### 休暇

祝祭日のほか、完全週休2日制を実施しています。また、1年に20日間の有給休暇があるほか特別休暇があります。

#### 昇任制度

努力次第で、上級警察官への道が開かれており、さらに管区警察学校や警察大学校へ入校し、幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

この試験についての問い合わせ先

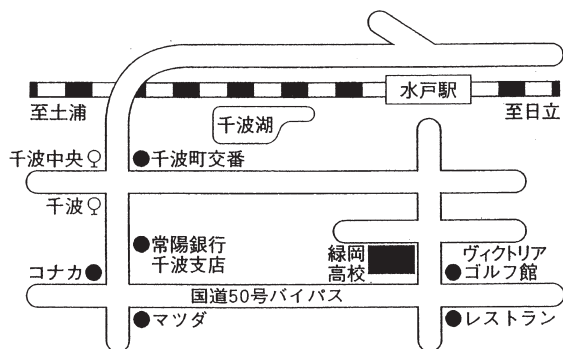
茨城県警察本部警務部警務課 〒310-8550 水戸市笠原町978-6  
電話 (029) 301-0110 (内線2632)  
フリーダイヤル 0120-314058

又は県内の最寄りの警察署、交番、駐在所

インターネット(ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/index.htm>)により採用試験等についての情報を提供しています。

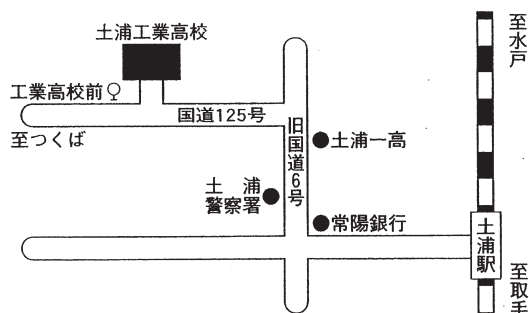
【水戸試験場】水戸駅からの所要時間約20分

水戸駅北口 6 番乗場から関東鉄道バス (千波車庫, 平須, 石岡方面行) 乗車, 千波中央又は千波下車

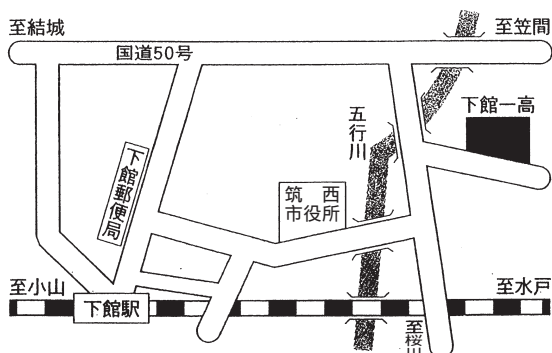


【土浦試験場】土浦駅からの所要時間約20分

土浦駅西口 5 番乗場から関東鉄道バス (筑波, 下妻, 栗原, 高岡方面行) 乗車, または同乗場から J R バス (寺前, 中都公民館方面行) 乗車, 土浦工業高校前下車



【筑西試験場】下館駅から徒歩で約15分



試験場及び付近には駐車場がないので、自動車での来場は禁止します。

試験場の収容能力の都合上、茨城県警察学校等で受験していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

試験当日は、必ず受験票、筆記用具 (HBの鉛筆 3 本以上, 消しゴム, 鉛筆削り), 上履き, ビニール袋 (靴を入れるもの), ショートパンツ型の運動着, 屋内用運動靴, 弁当を持参してください。女性はTシャツも持参してください。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)